

## ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 千葉県内に事務所等を置く企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等を対象とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) SDGs

国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。

#### (2) 登録企業等

第5条第2項の規定によりちばSDGsパートナーとして県に登録された企業等をいう。

### (登録要件)

第4条 登録はSDGsの達成に向けた活動に取り組んでいる、または取り組む意欲のある企業等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて行うこととする。

(1) 環境・社会・経済の3側面において、具体的な取組を推進すること。

(2) 各取組について、具体的な目標が設定されていること。

(3) 登録を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二

条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
- （ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- （イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- （ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（登録）

第5条 登録の申請は、次の書類を県に提出するものとする。

（1）ちばSDGsパートナー登録申請書（様式第1号）

（2）その他県が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内企業等をちばSDGsパートナーとして登録するとともに、ちばSDGsパートナー登録証を交付する。

3 知事は、前項の登録をしたときは、登録企業等に対して、自社ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、県ホームページ等において公表するものとする。

4 知事は、登録企業等に対して、別記に定める千葉県SDGsシンボルマークの使用を認めるものとする。

#### (登録の変更)

第6条 登録企業等は、県に提出した登録申請書及びSDGs宣言書の内容に変更があつた場合、ちばSDGsパートナー登録内容変更申請書（様式第2号）及び必要な様式を速やかに県に提出するものとする。

- 2 登録企業等は、変更申請の内容が登録企業等の名称の変更に伴うものである場合、第5条第2項に規定するちばSDGsパートナー登録証を返還するものとする。
- 3 知事は、前項による登録証の返還を受け、第1項の申請が適正と認めるときは、ちばSDGsパートナー登録証を再交付するものとする。

#### (登録の取下げ)

第7条 登録企業等は、登録の取下げをしようとするときは、ちばSDGsパートナー登録取下げ届（様式第3号）を県に提出するとともに、第5条第2項に規定するちばSDGsパートナー登録証を返還するものとする。

#### (登録の取消)

第8条 知事は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第5条第2項に規定するちばSDGsパートナー登録証を返還させるとともに、第4項に規定するシンボルマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 第4条各号の登録要件に該当しなくなった場合
- (4) SDGsの達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (5) 千葉県SDGsシンボルマークが不正に使用された場合
- (6) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等へ通知するものとする。

#### (登録の有効期間及び更新)

第9条 登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

- 2 登録の更新を受けようとする登録企業等は、第5条第1項に規定する書類を県に提出

するものとする。

3 前項の提出期間は、登録の有効期間の終了日（以下、「終了日」という。）の2か月前から、終了日の翌月末までとする。なお、登録の更新を受けようとする場合において、終了日までに登録の更新が行われないときは、従前の登録は、終了日の翌月末まで効力を有する。

4 前項の申請が第4条の登録要件を満たすと認めるときは、第5条第2項を準用する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は従前の終了日の翌日から起算して3年とする。

#### （千葉県ＳＤＧｓシンボルマークの使用）

第10条 シンボルマークの使用については、SDGsを普及・啓発する目的や、登録企業等のSDGsに関する活動を広く広報する目的にのみ使用し、以下の目的での使用は禁ずる。

- (1) シンボルマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること
- (2) シンボルマークにより商品やサービスに一定の認証等があるように使用すること
- (3) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること

#### （補則）

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

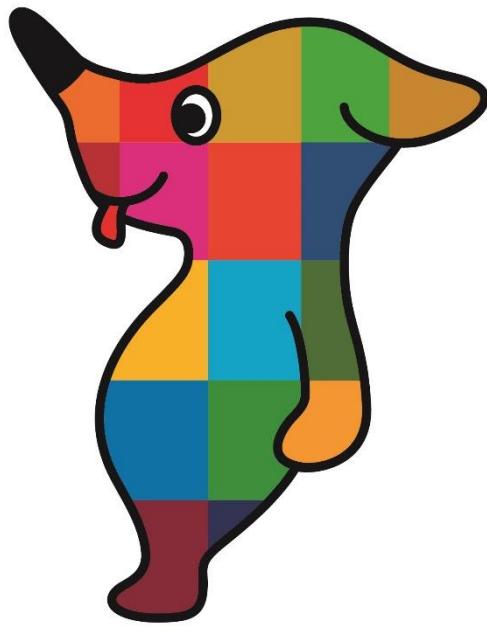
#### 附則

この要綱は、令和3年11月25日から施行する。

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

別記

ロゴ入りシンボルマーク



シンボルマーク



**ちばSDGs**

ロゴ

**ちばSDGs**

様式第1号

ちばSDGsパートナー登録（更新）申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者

登録番号（更新のみ）

ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱第5条（第9条）の規定により、ちばSDGsパートナーとして登録（更新）申請します。

※別紙1～3を添付すること。

なお、更新申請において、別紙2及び3については、登録内容から変更がない場合は、提出不要である。

【ご担当者連絡先】

担当者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第1号（別紙1）

【登録要件の確認（暴力団等に該当しない旨の宣誓）】

当社は、ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条（3）アからウに該当しないことを宣誓します。

令和　年　月　日  
申請者　名称  
代表者

ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱 第4条

- (3) 登録を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役(その他団体の役員も記載)若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のアからウのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 次のいずれかに該当する行為((イ)又は(ウ)に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
- (ア)自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
- (イ)暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- (ウ)県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

様式第1号（別紙2）

【SDGs活動計画】

3側面	SDGs ゴール	目的	活動内容	目標
環境				
社会				
経済				

【申請者概要等】

区分	<input type="checkbox"/> 企業（業種： ） <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 教育機関・学校法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他（ ）
主な業務・取組内容	
他のちばSDGs パートナーとの連携	<input type="checkbox"/> 連携を希望する <input type="checkbox"/> 連携を希望しない (連携して取り組みたい課題)
	<input type="checkbox"/> 他のパートナーとの連携を希望することや、連携して取り組みたい課題について、県HP等で公表することに同意する
SDGsの取組の発信	<input type="checkbox"/> 別添のSDGs宣言書の内容について、県HPで公表することに同意する <input type="checkbox"/> 自社(団体)のHPに情報を掲載している (URL： <input type="checkbox"/> 会社案内等に情報を掲載している <input type="checkbox"/> その他（ ） )

様式第1号（別紙3）

## SDGs達成に向けた宣言書

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者

当社は、SDGsの内容を理解し、SDGs達成に貢献することを宣言します。

### 1 関係するSDGs目標（ゴール）（※該当するゴールに○を入れてください）

①貧困 1 貧困をなくそう 		②飢餓 2 飢餓をゼロに 		③保健 3 すべての人に健康と福祉を 		④教育 4 質の高い教育をみんなに 	
⑤ジェンダー 5 ジェンダー平等を実現しよう 		⑥水・衛生 6 安全な水とトイレを世界中に 		⑦エネルギー 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 		⑧成長・雇用 8 繁栄がいも経済成長も 	
⑨イノベーション 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 		⑩不平等 10 人や国の不平等をなくそう 		⑪都市 11 住み続けられるまちづくりを 		⑫消費・生産 12 つくる責任つかう責任 	
⑬気候変動 13 気候変動に具体的な対策を 		⑭海洋資源 14 海の豊かさを守ろう 		⑮陸上資源 15 土の豊かさを守ろう 		⑯平和 16 平和と公正をすべての人に 	
⑰実施手段 17 パートナーシップで目標を達成しよう 							

### 2 SDGs達成に向けた経営方針等

様式第2号

ちばSDGsパートナー登録内容変更申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者

ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱の規定により、下記のとおり申請します。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

変更内容	<input type="checkbox"/> 所 在 地	変更後の所在地を記載してください
	<input type="checkbox"/> 名称（企業・団体名）	変更後の名称を記載してください
	<input type="checkbox"/> 代 表 者	変更後の代表者を記載してください
	<input type="checkbox"/> SDGs活動計画	変更後の第1号様式（別紙1）を添付してください
	<input type="checkbox"/> 申請者概要等	変更後の第1号様式（別紙2）を添付してください
	<input type="checkbox"/> 担当者連絡先	変更後の第1号様式（別紙2）を添付してください
	<input type="checkbox"/> 宣 言 書	変更後の第1号様式（別紙3）を添付してください

※ 変更する項目に☑してください。

様式第3号

ちばSDGsパートナー登録取下げ届

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱の規定により、ちばSDGsパートナー登録の取下げについて届け出ます。